千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規 程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月1日

大阪広域水道企業団 企業長永藤英機

大阪広域水道企業団管理規程第16号

いと認められるときは、10日以上の使

2 前項各号の規定により認定を行うこと が適当でないと認められるときは、その 都度最善な方法により行うものとする。

3 使用水量の認定において、1立方メー

用日数に基づく日割計算水量

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水 条例施行規程の一部を改正する規程

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規 程 (平成29年大阪広域水道企業団管理規程第22号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に	
下線で示すように改正する。	
改正後	改正前
目次	目次
第1章一第3章 (略)	第1章一第3章 (略)
第4章 料金等(第22条一 <u>第26条の2</u>)	第 4 章 料 金 等 (第 22 条 — <u>第 26 条</u>)
第5章・第6章 (略)	第5章・第6章 (略)
附則	附則
(使用水量の認定) <u>第25条</u> 条例第29条の規定による使用水量 の認定は、 <u>次に掲げる水量により</u> 行う。 (1) <u>前年同期間の使用水量</u>	(使用水量の認定基準) 第25条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次の各号に掲げる使用実績のいずれかを基礎として行う。 (1) 当月の使用実績及び前5か月の使
 (2) 前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前の計量期間における使用水量 (3) 前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前12か月間における平均使用水量 	用 <u>実績</u> (2) <u>前年同期間の使用実績</u>
<u>(4)</u> 前号の規定によることが適当でな	

トル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第26条 (略)

第26条 (略)

(料金等の減免)

- 第26条の2 条例第44条の規定による料金 等の減額又は免除(以下「減免」とい う。)は、次の各号のいずれかに該当す るときにできるものとする。
 - (1) 条例第23条第1項に規定する善良 な管理者の注意をもって給水装置が管 理されていたにもかかわらず、不可抗 力により漏水が発生したとき。
 - (2) 前号に規定するもののほか、企業 長が公益上その他特別の理由があると 認めるとき。
- 2 前項第1号の規定により減免を受けよ うとする者は、給水装置の修繕を行った 後、企業長が別に定めるところにより申 請しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項第 1号に係る料金等の減免に関し必要な事 項は、企業長が別に定める。

第5章 (略)

第5章 (略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。